入　札　結　果

入札No.	1

入札件名	向東町向東56号線配水管布設替工事
施工場所	尾道市向東町
開札日時	令和　5年10月　5日　9時30分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥8,838,000-
最低制限価格	¥7,926,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	(有)おおたか住設	8,600,000			落札
2	(有)高垣商会	8,690,000			
3	(有)中村設備工業	8,700,000			
4	(有)戸田水道	8,725,000			
5	新居住設工業(有)	8,730,000			
6	(株)アリックス	8,750,000			
7	太平設備(株)	8,795,000			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	2

入札件名	向島町宇立4号線配水管布設工事
施工場所	尾道市向島町
開札日時	令和 5年10月 5日 9時35分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥10,526,000-
最低制限価格	¥9,441,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)戸田水道	10,300,000			落札
2	(有)尾道設備工業	10,325,000			
3	(有)中村設備工業	10,360,000			
4	(有)高垣商会	10,370,000			
5	(株)平谷工業所	10,390,000			
6	(有)村上設備工業	10,400,000			
7	新居住設工業(有)	10,400,000			
8	太平設備(株)	10,510,000			
9	奥工業(株)	10,560,000			超過
10	(有)赤松宏望商店	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	3

入札件名	因島大浜町倉谷・広畠線配水管布設替工事
施工場所	尾道市因島大浜町
開札日時	令和 5年10月 5日 9時40分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥11,189,000-
最低制限価格	¥10,039,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)家万管業	10,970,000			落札
2	内海エンジニアリング(株)	11,030,000			
3	因島配管工業(株)	11,060,000			
4	瀬戸田燃料(株)	11,100,000			
5	(有)マサキ工業	11,180,000			
6	(有)光和工業所	11,230,000			超過
7	共栄産業(有)	11,300,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	4

入札件名	因島三庄町向浜1号線配水管布設替工事
施工場所	尾道市因島三庄町
開札日時	令和 5年10月 5日 9時45分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥6,567,000-
最低制限価格	¥5,876,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)マサキ工業	6,340,000			落札
2	因島配管工業(株)	6,420,000			
3	(有)光和工業所	6,500,000			
4	共栄産業(有)	6,500,000			
5	瀬戸田燃料(株)	6,520,000			
6	内海エンジニアリング(株)	6,547,000			
7	(有)家万管業	6,660,000			超過

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	5

入札件名	高須町高須66号線舗装復旧工事
施工場所	尾道市高須町
開札日時	令和 5年10月 5日 9時50分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥6,585,000-
最低制限価格	¥5,880,000-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円)			結果
		第1回	第2回	第3回	
1	(株)備後開発	5,880,000			くじ落札
2	(株)西川組	5,880,000			
3	備三舗道(有)	6,590,000			超過
4	シンタカ建設(株)	6,600,000			超過
5	(株)井上道路	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。